

(平成21年5月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

厚生年金 事案 2294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から14年9月11日まで
社会保険庁の記録では、平成13年1月から14年8月までの標準報酬月額が15万円となっているが、同年9月に会社が倒産するまで、給与は変わっていないことから、41万円に標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る確定申告書及び源泉徴収票を所持しており、そのうち、平成14年分の確定申告書については、社会保険料控除欄に厚生年金保険料額が記載されており、当該保険料額は、13年1月1日付け（処理日は同年3月15日）の随時改定（以下「当該随時改定」という。）前の標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料額と一致することから、14年1月から同年8月までの期間について、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除があったものと推認できる。他方、平成13年分の確定申告書及び源泉徴収票に記載の社会保険料控除額については、おおむね社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額（15万円）に基づく社会保険料額に相当する金額（翌月控除として計算）となっている。

源泉徴収票については、申立人と同じく当該随時改定により標準報酬月額が15万円に減額されている同僚19名（当時の当該事業所の被保険者は37名）のうち2名からも提出があり、平成13年分の社会保険料額は、申立人と同様に、おおむね社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額（15万

円)に基づく社会保険料額に相当する金額(翌月控除として計算)となっている一方、そのうちの1名から提出のあった平成14年分の源泉徴収票では、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく社会保険料額に相当する額が記載されている。

一方、上記2名の同僚からは平成13年及び14年の給与明細書が提出されており、いずれも、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、事業主は、申立人について当該随時改定前の標準報酬月額に相当する給与の支給をしていた旨を供述している。

以上のことから、申立人及びその同僚が所持する平成13年分の源泉徴収票においては、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額に基づく控除額が記載されているものの、平成14年分の源泉徴収票及び両年における給与明細書の記載において、いずれも当該随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。したがって、申立期間中、確定申告書から推認できる平成14年中に限って当該随時改定前の標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていたとは考えにくく、申立期間全般にわたり、当該随時改定前の標準報酬月額の支給及び厚生年金保険料の控除があったものとするのが相当であり、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金基金で保存していた申立期間に係る月額変更届において、申立人の標準報酬月額が15万円となっていることから、事業主が15万円を標準報酬月額として社会保険事務所に届け出たことが認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 52 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 53 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 52 年 7 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 53 年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、52 年 7 月については 18 万円、53 年 8 月については 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、52 年 8 月は 28 万円、同年 9 月から 53 年 3 月までの期間は 32 万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 52 年 8 月 1 日から 53 年 8 月 31 日まで
③ 昭和 53 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間①及び申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間②については、標準報酬月額が異なっている。

申立期間①、②及び③に係る給与明細書を提出するので、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③については、雇用保険の記録及び給与明細書により、申立人が A 社に昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 8 月 31 日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和52年7月は18万円、53年8月は12万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間①及び③について適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社に係る商業法人登記及び同社の複数の同僚に当時の従業員数等を確認した結果、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による保険料納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によると、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、当該期間に係る保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち、昭和52年8月から53年3月までの期間については、給与明細書から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和52年8月は28万円、同年9月から53年3月までの期間は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②のうち、昭和53年4月から同年7月までの期間については、給与明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められるが、同年4月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が同額であること、同年5月から同年7月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年2月3日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の株式会社A社における資格取得日を12年10月1日、資格喪失日を同年12月29日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和21年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成12年10月1日から同年12月29日まで

社会保険庁の記録では、株式会社A社における記録が無く、未加入期間が生じているが、申立期間に継続して勤務し、保険料も控除されていた。厚生年金基金の記録でも継続した加入員記録がある。

事業所が、社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表により、申立人が株式会社A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき平成21年2月3日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、社会保険庁において管理している基礎年金番号疑重複調査中の者に係る記録において申立人の申立期間に係る記録が存在することが判明したことから、事業主は、申立人が平成12年10月1日に資格を取得し、同年12月29日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の基礎年金番号疑重複調査中の者の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

厚生年金 事案 2295

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月 25 日から同年 3 月 29 日まで
② 昭和 56 年 1 月 23 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 5 月 19 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 12 月 2 日から 57 年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 57 年 6 月 21 日から同年 12 月 19 日まで
⑥ 昭和 58 年 6 月 14 日から同年 12 月 10 日まで
⑦ 昭和 59 年 2 月 2 日から同年 8 月 1 日まで
⑧ 昭和 59 年 9 月 18 日から 60 年 3 月 30 日まで
⑨ 昭和 60 年 5 月 9 日から同年 10 月 31 日まで
⑩ 昭和 60 年 11 月 26 日から 61 年 5 月 31 日まで
⑪ 昭和 61 年 7 月 8 日から同年 9 月 11 日まで
⑫ 昭和 61 年 9 月 16 日から 62 年 4 月 1 日まで
⑬ 昭和 62 年 9 月 3 日から 63 年 4 月 1 日まで
⑭ 昭和 63 年 5 月 6 日から同年 8 月 9 日まで
⑮ 昭和 63 年 9 月 5 日から平成元年 4 月 1 日まで
⑯ 平成元年 5 月 23 日から同年 9 月 29 日まで
⑰ 平成元年 11 月 1 日から 2 年 4 月 28 日まで
⑱ 平成 2 年 6 月 7 日から同年 12 月 21 日まで
⑲ 平成 3 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑳ 平成 3 年 10 月 5 日から 4 年 4 月 1 日まで
㉑ 平成 4 年 6 月 11 日から同年 12 月 19 日まで
㉒ 平成 9 年 7 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
㉓ 平成 10 年 1 月 8 日から同年 7 月 8 日まで

昭和 55 年から平成 10 年の間に、A 社（現在は、B 社。）に期間社員として勤務してきたが、標準報酬月額が低すぎる、又は、月額変更等がされていない。給与の支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人名義の預金通帳の写し及び家計簿から、申立期間のほぼすべての期間において、申立人は A 社から社会保険庁に記録され

ている標準報酬月額よりも高額な給与が支給されていたことが確認できる。

このことについて、A社は、当時の資料は保存しておらず確認はできないが、厚生年金保険被保険者の資格取得時の報酬月額については、同職種社員の平均残業時間を基に算定していることから、平均残業時間を上回る残業を行った場合には、社会保険庁に記録された標準報酬月額よりも高額な給与が支給されることがあり得るとしており、申立期間及びその前後の期間に申立人と同じく期間社員として勤務したとする同僚（8名）の賃金明細票によると、社会保険庁に記録された標準報酬月額に比べ高額な給与が支給されている事実が確認できることから、同社が期間社員の厚生年金保険被保険者の資格取得時に届け出る報酬月額は、その後、実際に支給される給与に比べ低額の報酬月額になっていた可能性があることがうかがえる。

また、申立人から提出された「昭和60年分給与所得の源泉徴収票」及び「昭和61年分給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料等の金額は、社会保険庁に記録された標準報酬月額から計算した健康保険、厚生年金保険料額に雇用保険料の額を加算した金額とほぼ等しくなることから、両年において、事業主は、申立人の給与から社会保険庁に記録された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたことが推認される。さらに、A社が加入するC企業年金基金に記録されている申立人の標準給与月額は、社会保険庁に記録された標準報酬月額と一致しており、上記の同僚8名の賃金明細票によると、当該期間のほぼすべての月において、社会保険庁に記録された標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人の給与が申立期間のほぼすべての期間において標準報酬月額より高くなっているが、申立期間③において、昭和56年10月1日付けの定時決定により標準報酬月額が引き上げられているほかは、資格取得時の標準報酬月額が改定されていない。その理由としては、10月31日付けで資格を喪失しているため、10月の定時決定が社会保険庁のオンライン記録に反映されていないもの（申立期間⑨）、資格取得日が6月の半ばであり、A社の期間社員に対する給与の支給ルール（月末締め翌月20日支払）から定時決定の算定の対象となる給与（7月支給分）が1か月分に満たない支給額になっているため、標準報酬月額の改定が行われなかったと考えられるもの（申立期間⑤⑥⑩）、その年の5月から7月までに支給された給与の額が、社会保険庁に記録された標準報酬月額に相当する額であることが確認できるもの（申立期間⑧）等が考えられるほか、定時決定日（10月1日）より前に資格を喪失したことが考えられる。

このことから、申立人の標準報酬月額については、被保険者資格を取得する際には、同職種社員の平均残業時間を基に算定した報酬月額が届出され、申立人が短期間の勤務を繰り返しているため、その後の標準報酬月額の変更は実質的に定時決定時に限定されていたが、資格喪失日の関係で定時決定の対象者とならない場合があり、定時決定の対象者となる場合にも、その給与の支給状況等により標準報酬月額の改定が行われなかったことから、結果的に、事業主は社会保険庁のオンライン記録の基となった届出以外の報酬月額の変更の届出を行わなかったことが推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。